

## レノスターフットボールクラブ規約

### 第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条:本クラブは「レノスターフットボールクラブ」と称し、その本部は、明石市小久保5丁目2-11-3Fに所在します。

(運営)

第2条:本クラブの運営はNPO法人Stella HYOGO(ステラースポーツクラブ)が営みます。

(目的)

第3条:本クラブは各種クラブ活動指導、幼児教室運営を行い、子どもの健全育成、心身の健康増進、増進と共に会員相互の親睦を図ることを目的とします。

### 第2章 会員

(入会資格)

第4条:本クラブに入会できる対象者は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を遵守できる健康及び運動可能な方とします。

### 第3章 諸手続

(入会)

第5条:入会を希望の方は所定の入会申込書に必要事項を記入し、本クラブの承認を得るとともに、年会費、月会費2ヶ月分を払い込んでいただきます。この手続が完了した時点で会員となります。

(休会)

第6条:休会の際は休会届を休会する前月の10日までにお届けください。返金に関しては本クラブにて基本的にご現金にて行います。また休会期間は2ヶ月未満とさせていただきます。また休会費として月会費半額を申し受けます。

(コース変更)

第7条:コースの変更は、変更する前月の10日までにお届けください。

(退会)

第8条:退会の手続きは所定の退会届出用紙に必要事項を記入し、退会する前月の10日まで担当指導員にお届けください。退会届が提出されるまでは翌月の月会費は徴収されますのでご注意ください。また、会費の未納がある場合は、これを完納するものといたします。また、一旦退会した場合、登録は抹消されます。再入会にあたっては、再登録のための手続き、年会費を支払わなければならないなりません。(但し退会後6ヶ月未満の場合は年会費不要です。)

### 第4章 年会費及び会費

(入会金)

第9条:年会費は御入会時お納めいただきます。以後会員の事務手数料等に当てさせていただきます。

(月会費)

第10条:月会費は、毎月25日自動払込にてお支払いいただくこととなります。すでにお納めいただいた会費は特等の事由がない限り原則として返還いたしません。

(年費調整費)

第11条:年費調整費は、更新の際4月分月会費と共に自動払込にてお支払いいただくこととなります。

(入会金、会費等を変更)

第12条:本クラブは年会費、月会費を変更する場合がございます。

### 第5章 会員の権利及び義務

(責任事項)

第13条:会員あるいは会員以外の利用者が、本クラブの利用に際して生じた物的事故及び金品の紛失があった場合を除き、本クラブは賠償の責任を負いません。また天災などの不可抗力の事由により生じた事故については、本クラブは責任を負いません。会員が本クラブの施設の利用中、自己の責任に帰すべき理由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合はその賠償の責任を負っていただきます。

(変更事項)

第14条:入会申込書の記載事項に変更が生じた会員の方は、本クラブ所定の用紙に変更事項を記載のうえ、速やかに届け出ていただきます。

(資格喪失)

第15条:会員は次の場合にその資格を失うこととなります。

(1)死亡 (2)除名 (3)本クラブからの解約 (4)運動可能な健康状態がなくなったとき

(除名等)

第16条:次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合は、本クラブは該当する会員の会員資格を一時停止または除名することができます。

- (1)本クラブの名誉を傷つける行為、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
- (2)本クラブの規約およびその他の規約に違反したとき。
- (3)会費、その他の支払を2ヶ月以上滞り、本クラブより催告を受けても、なお所定の期日までに支払いのないとき。
- (4)その他、処分を適当とする行為があり、本クラブがそれを決議したとき。

(クラブからの解約)

第17条:本クラブは会員として不都合と判断した場合、いつでも会員との間の入会契約を解約することができます。また、本クラブ指導員とお客様との個人的な指導契約や売買契約などの直契約及び当該契約に重大な違反があった場合の解約につき、別途謝礼金を申し受けます。

### 第6章 その他

(施設の利用制限)

第18条:会員は各コースに定められた曜日、時間制限指導を受け、また施設を利用することができます。

(施設の休業・閉鎖)

第19条:本クラブは次の理由により施設の場所の変更、休業をすることができます。

- (1)天災、事変その他の止むを得ない事情により開場が不可能なとき
- (2)施設の補修または改装するとき
- (3)社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき
- (4)施設所有者との施設利用契約が終了したときは、利用施設の変更をすることとなります。

(コースの新設・廃止等)

第20条:本クラブは、利用状況等により1ヶ月前の予告をもってコースの新設、曜日及び時間帯変更または廃止をすることができます。

(利用規定)

第21条:本規定に定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は、利用規定などによる他、必要に応じ本クラブが定めるものとします。

(諸規則の遵守)

第22条:会員は本規約及び本クラブが別に定める諸規則を遵守しなければならないものとします。

(改正)

第23条:本規約の改正、変更は、本クラブが定めるところによるものとし、本クラブに関するその他の諸規定についても同様とし、それらの効力はすべての会員に及ぶものとします。

(発効)

第24条:本規約は2020年4月1日より発効します。